

# DV等の被害者の住所記載がある戸籍届書（離婚届など）の記載事項証明書発行等に、配慮を求める申入れができます。

～住民基本台帳事務における支援措置とあわせてご利用いただけます～

離婚届等の戸籍届書には住所、電話番号等の連絡先の記載があります。DV等の被害者で住民基本台帳事務における支援措置（住民票等の交付制限）を受けている方については、加害者などから届書の記載事項証明書や閲覧の請求があった場合、ご自分の住所、電話番号等の記載内容を知られないよう、該当部分を黒く塗りつぶすなどのマスキングをして発行いたします。

加害者と別住所の状態で離婚届を提出する方などで上記の取扱いを希望する方は、離婚届等の届書を提出する際に、その旨を記載した「申入書」を併せて提出してください。

また、すでに離婚届等を提出した方で提出時の住所を知られたくない方については、申入書のみ提出してください。

なお、該当する戸籍の届書を提出していない方や提出時の住所等が既に加害者が知っているものである場合（提出後に住所異動をした）などは、申入書を提出する必要はありません。

## 《戸籍届書の記載事項証明書発行等とは》

戸籍法に基づき、利害関係人（届出人等）は、特別な事由がある場合に限り市町村の受理した離婚届や入籍届、出生届、死亡届の閲覧や届書の写し等の記載事項証明書を請求することができます。

申入書の受付は、下記のとおりです。

## 受付場所・時間

市役所 市民課（1階） 午前8時30分から午後5時15分まで（平日）

【地域自治センター・地区市民センター・出張所・事務所では受付しておりません】

※ なお、申入書は宇都宮市（住所地）だけでなく、届書提出地・本籍地などの市区町村でも受付できます。

## 申請できる人

原則としてDV等の被害者本人

## 支援期間

住民基本台帳事務における支援措置申出の支援期間が終了する日まで（延長可）

## 手続きに必要なもの

- ・ 申入書「別紙」
- ・ 「住民基本台帳事務における支援措置」確認結果通知書（様式第2号）
- ・ 本人確認書類（運転免許証、住民基本台帳カード 等）

《宇都宮市 市民課》

【支援措置・記載事項証明書に関すること】

証明グループ TEL 028-632-2267

【戸籍の届書・申入書に関すること】

戸籍グループ TEL 028-632-2270